

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第15回）議事録

第1 日時 平成23年3月1日（火） 10時40分～11時16分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

井手 秀樹、斎藤 聖美、高橋 伸子、山内 弘隆

（以上4名）

第3 出席した関係職員

(1) 総合通信基盤局

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、

前川 正文（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、

木村 公彦（事業政策課調査官）、

二宮 清治（料金サービス課長）、吉田 正彦（料金サービス課企画官）

(2) 事務局

白川 政憲（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第4 議題

(1) 部会長の選出及び部会長代理の指名について

(2) ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について【平成23年3月1日
付け 諮問第1214号】

開 会

○白川管理室長 お待たせをいたしました。ただいまから、情報通信審議会電気通信事業政策部会第15回を開催させていただきます。

私は事務局を担当しております、情報通信国際戦略局の白川でございます。よろしくお願いいたします。

本日は委員改選後最初の部会となりますので、部会長が選出されますまでの間、私のほうで議事の進行を務めさせていただきます。

議 題

(1) 部会長の選出及び部会長代理の指名について

○白川管理室長 それではお手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。初めに、電気通信事業政策部会に所属する委員の皆様でございますが、お手元の資料15-1のとおりとなっております。これは2月10日の総会において、会長から所属の指名を受けているものでございます。本日は委員及び臨時委員7名中、4名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

まず部会長の選出をお願いしたいと思います。情報通信審議会令第6条第3項の規定により、部会長は委員の互選により選任することとなっておりますので、委員の皆様からご推薦をお願いしたいと思います。

斎藤委員お願いします。

○斎藤委員 皆さんそれぞれご見識のある方ばかりでいらっしゃるのですが、電気事業通信事業政策に関して、幅広い知識をお持ちで、政府の各種会議への参画経験も豊富でいらっしゃいます山内委員が適任であると思います。私は山内委員をご推薦申し上げたいと思います。

○白川管理室長 ただいま斎藤委員から、山内委員を部会長にとのご推薦がありましたけれども、皆様いかがでございましょうか。

(「賛成」の声あり)

○白川管理室長 ご異議がないようですので、山内委員に部会長をお願いしたいと思います。

ます。これからの議事進行は部会長にお願いいたします。

部会長席にお移りください。

○山内部会長　それではお手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

ただいま、部会長ということでご推挙いただきましたので、一言ごあいさつをさせていただこうと思います。本部会、電気通信事業政策部会でございますけれども、電気通信事業及び有線放送電話業務の政策にかかわる審議をすると伺っております。非常に重要な審議をする部会だと認識しております。私といたしましては、部会長という、重責でございますが、これを果たすべく務めてまいりますので、どうぞ皆様のご協力を得まして、立派な成果を上げたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それではまず最初に、部会長代理を決めておきたいと思っております。部会長代理につきましては、情報通信審議会令の第6条第5項の規定によりまして、部会長を指名することになっております。したがって私から指名させていただきたいと思っております。部会長代理につきましては、本日も欠席ではありますけれども、相田委員にお願いしたいと思います。相田委員には事務局よりご連絡いただくことにいたします。よろしくをお願いいたします。

(2) ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について【平成23年3月1日付け 諮問第1214号】

○山内部会長　それでは諮問事項に移ります。諮問第1214号、ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について。これを総務省よりご説明願いたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○古市事業政策課長　それではお手元の資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。上から4枚目、資料15-2-2をごらんいただけますでしょうか。今回の政策諮問に関する諮問書でございます。内容を読み上げさせていただきます。

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について、下記のとおり諮問する。情報通信技術いわゆるICTは、我が国の社会・経済活動の重要な基盤であり、国民生活の利便性向上、経済活性化、国際競争力の強化等を実現する上でブロードバンドの普及促進が重要な課題となっている。

また、諸外国では、ブロードバンドの普及促進のための政策を国家目標として設定し、積極的な取り組みを進めている状況にあり、我が国としても、引き続き世界を先導するようなICT環境を構築することが重要となるところである。

このような状況を踏まえ、総務省では2015年ごろを目途とした全世界でのブロードバンド利用の実現を目標に掲げ、昨年12月、その実現に必要な施策及びその取り組みスケジュールを取りまとめた基本方針及び工程表を策定・公表したところである。

当該基本方針等に基づき、NTT東西の機能分離等に関する法案が、今通常国会への提出に向けて閣議決定されるなど、総務省では既に先行的な取り組みに着手しているが、線路敷設基盤の開放による設備競争の促進、次世代ネットワーク、いわゆるNGNのオープン化によるサービス競争の促進、市場環境変化の著しいモバイル市場の競争促進など、事業者間競争の活性化に必要な取り組みを総合的に推進することが、ブロードバンドの普及促進を図る観点から重要となるところである。

また昨年11月、NTT東西は2020年ごろから、電話網からIP網への計画的な移行を開始し、2025年ごろに完了する考えなどを公表したが、NTT東西の電話網の移行は、当該電話網により提供されるサービスの利用者や、当該電話網と接続して競争的なサービスを提供する事業者の事業運営等に多大な影響を与えるため、ブロードバンドの普及促進に当たっては、電話網からIP網への円滑な移行を実現することが重要となる。

以上を受け、以下の事項について、貴審議会に諮問するものである。

(1) ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方

(線路敷設基盤の開放による設備競争の促進、NGNのオープン化によるサービス競争の促進、モバイル市場の競争促進、今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方等)

(2) 電話網からIP網への円滑な移行の在り方

(電話網からIP網への移行に伴う利用者保護や事業者対応の在り方等)

以上でございます。

次に資料15-2-3、横長の資料に基づきまして、今回の諮問の内容について補足説明をさせていただきます。表紙をおめくりいただきまして、1ページをごらんいただけますでしょうか。ごらんのとおり、情報通信は国民の日常生活や企業の経済活動の重要な基盤となっているところでございまして、また情報通信産業は我が国の経済成長に

対し、不況時でも一貫してプラスの貢献をしてきているところでございます。したがって、情報通信サービスの提供の在り方について、市場環境の変化に応じて適切な政策を講じることが、国民生活の利便性向上、経済活性化等の観点から、極めて重要となってきたところでございます。

2ページをごらんいただけますでしょうか。このような情報通信サービスを提供するネットワークレイヤーにおいては、近年、固定ネットワークを中心としたIP化の進展、モバイル化の進展、また固定ネットワーク、モバイルネットワーク双方でのブロードバンド化の進展、このような環境変化が生じてきているところでございます。

3ページ目以降が、このような環境変化の具体的な状況についてでございます。まず3ページをごらんいただけますでしょうか。固定ネットワークのIP化の進展についてでございます。NTT東西は、従来の電話網が有する高い信頼性とIP網が有する柔軟性の両立を基本理念とするIP網である次世代ネットワーク、いわゆるNGNの商用サービスを2008年3月に開始したところでございまして、今年度内にはNGNネットワークの全国展開を完了する予定でございます。またNTT東西は、地域IP網などの既存IP網については、2012年度末を目途にNGNへの移行を完了する考え方を示しているところでございます。

4ページをごらんいただけますでしょうか。このようなIP化の進展に伴い、固定電話市場の減少傾向が加速化しているところでございます。このような状況の中、昨年11月NTT東西は電話網からIP網への計画的な移行に関する考え方を公表したところでございます。具体的には、右側の枠囲い、上にございますとおり、IP系サービスへの需要のシフト及び、PSTN交換機の寿命等を勘案し、おおむね10年後の2020年ごろからPSTNからIP網への計画的な移行を開始し、2025年ごろに完了する考え方などを公表したところでございます。

次に5ページをごらんいただけますでしょうか。モバイル化の進展の状況でございます。モバイル分野におきましては、LTEの開始、あるいはスマートフォン・タブレット端末の普及・拡大など、ネットワークの高度化や端末の多様化が進展しているところでございます。あわせてサービス面でも高度化、多様化が進展するとともに、端末や通信プラットフォームのオープン化が国内外で進展するなど、競争環境の多様化が進展しているところでございまして、このようにモバイル市場におきましては、近年大きな環境変化が生じているところでございます。

次に6ページをごらんいただけますでしょうか。ブロードバンド化の進展の状況でございます。ごらんのとおり、我が国ではF T T Hがブロードバンド契約数の過半数を占め、諸外国に先行してF T T H化が進展しているところでございます。この超高速ブロードバンドについては、基盤整備率で見ると約90%に達しているということでございますが、基盤利用率は約3割強という状況でございます。したがって超高速ブロードバンドにつきまして、残り約10%の未整備地域の解消、またあわせて基盤利用率の向上、これらが今後の大きな課題となっているところでございます。

次に7ページをごらんいただけますでしょうか。我が国が諸外国に先行してF T T H化が進展していると申し上げましたが、この図にありますとおり、欧米あるいはアジア諸外国におきましても、それぞれブロードバンドに関する具体的な国家目標を設定し、積極的かつ戦略的な取り組みを行っているところでございます。したがって、我が国におきましても、引き続き世界を先導するようなブロードバンド環境を整備していくことが今後とも重要となってきたというところでございます。

次に8ページをごらんいただけますでしょうか。このような状況を踏まえまして、我が国では2015年ごろを目途に、全世帯でのブロードバンド利用の実現を目標に掲げ、そのためには総務省として、どのような具体的な取り組みを行っていったらいいかということにつき、総務省で開催いたしました、ICT政策タスクフォースの合同部会で検討いただき、昨年12月に具体的な施策を取りまとめたところでございます。8ページが、この具体的な施策の取りまとめの概要でございます。まず固定通信市場の枠囲いの右下の部分、①でございますが、電柱・管路等の線路敷設基盤のさらなる開放等により、設備競争の促進を図っていくことが適当とされたところでございます。また左下②、右の一番上、③のところがございますとおり、加入光ファイバ接続料の見直し、あるいはNTT東西のNGNのオープン化等を通じたサービス競争の促進も、あわせて図っていくことが適当とされたところでございます。

また真ん中の図でございますとおり、NTT東西のいわゆるボトルネック設備にしまして、NTT東西と他事業者の間で、ボトルネック設備の利用の同等性の徹底を図っていくことが、今後の公正競争環境の確保の観点から、極めて重要になってきているところでございます。これを踏まえまして、右、真ん中にごございます④でございますが、NTT東西のボトルネック設備管理部門と利用部門との間に、厳格なファイアウォールを設置する、いわゆる機能分離を実施するとともに、左上、⑤でございますが、NTT

東西に対し、現行行為規制の内容を、NTT東西の委託先子会社等にも遵守させるための措置を講じることとされたところでございます。あわせて右の上、⑥でございますが、公正競争に支障が生じない範囲内で、NTT東西の業務範囲の弾力化も図ることとされたところでございまして、④、⑤、⑥につきましては法改正事項となっているところでございます。

また、右の一番下でございますが、⑦ユニバーサルサービスの扱いにつきましては、加入電話相当の光IP電話をユニバーサルサービスの対象に追加することにより、電話網からIP網への移行の中で、メタルと光の二重投資を将来的に回避可能とすることが適当とされたところでございます。また、右側の移動通信市場に関しましても、競争の一層の促進を図るとともに、ワイヤレスブロードバンドの周波数の確保の観点から、早期の周波数再編のため、オークションの考え方を取り入れた制度を検討することが適当とされたところでございまして、この点につきましても、法改正事項となっているところでございます。

9ページごらんいただけますでしょうか。総務省におきましては、今ごらんいただきましたICT政策タスクフォース合同部会の取りまとめ等を踏まえまして、今後取り組むべき具体的な施策をとりまとめた基本方針を、昨年12月14日に策定・公表したところでございます。具体的には、1の部分にございまして、NTT東西の機能分離の実施等、法改正が必要な事項につきましては、関係法律の改正案を今通常国会へ提出するなど、それぞれの項目について具体的に進めていくこととしているところでございます。また2のところにもございまして、それぞれの項目について、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目途に、その有効性・適正性について包括的な検証を行っていくこととしているところでございます。

10ページをごらんいただけますでしょうか。総務省におきましては、今、ごらんいただきました基本方針等に基づきまして、今後のそれぞれの施策の取り組みスケジュールを示した工程表を、昨年12月24日に策定・公表したところでございます。この工程表のそれぞれの項目のうち、①、②の(1)の2)、②の(4)、これらについては、先ほど申し上げましたとおり、法改正事項でございますので、所要の法案が本年2月15日に閣議決定されているところでございます。

また、②の(2)加入光ファイバ接続料の見直しにつきましては、本年1月25日に接続約款変更案が情報通信行政・郵政行政審議会に諮問され、今、審議をいただい

るところでございます。さらに②の（５）ユニバーサルサービス制度の見直しにつきましては、本情報通信審議会におきまして、昨年の１２月１４日に制度見直しに向けた政策答申をいただきまして、この答申を踏まえて、制度の見直しに必要な省令改正案を１月２５日に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問、現在ご審議をいただいているところでございます。そのほかのブロードバンド普及促進に向けた競争政策の見直し、あるいは電話網からＩＰ網への移行にかかる課題等の検討につきましては、工程表にありますとおり、速やかに検討を開始し、年内を目途に取りまとめをすることとしているところでございます。

１１ページをごらんいただけますでしょうか。今、ごらんいただきました工程表も踏まえまして、本日、ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について、及び電話網からＩＰ網への円滑な移行の在り方について、これらの項目について政策諮問をさせていただいたところでございまして、先ほど工程表にありましたとおり、年内を目途に答申をいただけないかと考えているところでございます。また、今回の検討項目につきましては、それぞれ極めて技術的かつ専門的な課題が多いこともありまして、それぞれの項目について専門にご審議をいただく委員会、すなわちブロードバンド普及促進のための競争政策委員会及び電話網移行円滑化委員会、これらの委員会を設置していただき、それぞれ枠内の中にあります具体的な検討事項を、ご審議いただければいかがかと考えているところでございます。

１２ページをごらんいただけますでしょうか。今後の検討スケジュール案でございます。本日、政策諮問をさせていただいたところでございますが、今後、より具体的な検討課題あるいは問題意識に基づいて議論を深めていただくために、今回の諮問の項目について、広く検討課題等について提案募集をしてはいかがかと考えているところでございます。その後、両委員会でご議論を深めていただきまして、先ほど申し上げましたとおり、最終的に年内を目途に答申をいただければと考えているところでございます。

以上が諮問内容の補足説明でございます。

最後に、次の参考資料は飛ばしていただきまして、その次の資料１５－２－５、縦長の資料をごらんいただけますでしょうか。今、申し上げました提案募集の内容についてご説明をさせていただきます。まずブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方についての提案募集でございます。第一に、線路敷設基盤の開放による設備競争の促進についてでございますが、総務省におきましては、いわゆる電柱・管路ガイドラインの

策定、コロケーションルールの整備などを通じた線路敷設基盤の開放により、設備競争の促進を図ってきたところでございますが、近年、この線路敷設基盤の開放につきましては、さまざまな課題が指摘されているところでございます。これらを踏まえ、固定通信分野及び移動通信分野の線路敷設基盤について、どのようなオープン化措置を講じるべきと考えるか。その他、設備競争を促進する観点から検討すべき事項はあるか。これらを提案募集項目としているところでございます。

次に2ページ、NGNのオープン化によるサービス競争の促進についてでございます。NTT東西のNGNにつきましては、2008年3月に本情報通信審議会におきまして、NGNの接続ルール整備について政策答申をいただいたところでございます。この答申を踏まえまして、ルール整備を行ってきたところでございますが、当該答申におきましては2011年度以降のNGNの発展期においては、改めて接続ルールの見直しを検討することが適切とされていたところでございます。これまでのNGNを取り巻く環境の変化も踏まえ、以下の4点について提案募集をしたいと考えているところでございます。すなわちNGNにおける事業者間競争の在り方についてどのように考えるか。NGNの伝送交換機能のオープン化の在り方について、どのように考えるか。NGNの通信プラットフォーム機能のオープン化の在り方について、どのように考えるか。その他NGNのオープン化について検討すべき事項はあるか。以上4点でございます。

次にモバイル市場の競争促進についてでございます。3ページをごらんいただけますでしょうか。先ほど説明資料でごらんいただきましたとおり、モバイル市場におきましては、近年極めて大きな環境変化が起こってきているところでございます。このような環境変化に対応し、市場活性化を図る観点から、適時適切な措置を講じることが、これまで以上に重要となってきているところでございます。これらを踏まえまして、現在のモバイル市場の競争環境に関する課題は何か。またこれに関連して、これまでのモバイル市場の競争促進策に関する課題は何か。さらなる市場活性化を図る観点から、モバイル市場でどのような競争促進策を講じるべきと考えるか。その他、モバイル市場の環境変化に対応する観点から、検討すべき事項はあるか、これらを提案募集項目としております。

次に、今後の市場環境変化を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方についてでございます。総務省におきましては、市場支配力の存在等を評価する仕組みとして「競争評価制度」を毎年度運用するとともに、競争セーフガード措置の有効性・適正性を定

期的に検証する仕組みとして「競争セーフガード制度」を毎年度運用しているところがございます。

このような評価・検証の仕組みに加え、先ほどごらんいただきました基本方針に基づき、NTT東西の機能分離の実施など、新たに講じる措置の有効性・適正性について毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目途に包括的な検証を行うこととしているところがございます。この毎年度の継続的なチェックを行う際に、どのような点に留意すべきか。これに関連して今後の競争セーフガード制度等の在り方についてどのように考えるか。制度実施後3年を目途とした、包括的な検証を行う際に、どのような点に留意すべきか。また、毎年度のチェックあるいは包括的な検証、今後の市場環境の変化等を踏まえ、今後のドミナント規制の在り方について、どのように考えるか。その他、公正競争環境の検証・担保の在り方について、検討すべき事項はあるか。

最後にその他として、その他、ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について、検討すべき事項はあるか。以上を提案募集項目としているところがございます。

次に、電話網からIP網への円滑な移行の在り方についての提案募集についてでございます。まず、電話網からIP網への移行に伴う利用者保護の在り方についてでございますが、電話網、いわゆるPSTNからIP網への移行に際しては、これに伴い影響を受けるサービスと、その廃止時期等を明確にした上で、影響を受ける利用者に対し、適切な措置を講じることが重要となるところがございます。

この点、NTT東西はPSTNで提供している具体的なサービスの取り扱いについて、以下の3類型に分けて考え方を示しているところがございます。まず類型①として、基本的なサービスはPSTNの移行後もIP網で提供する。類型②として、利用の減少が見込まれるサービスは、2020年ごろまでに十分なユーザー周知と代替サービスへの移行を促進した上で、順次廃止をする。また次のページでございますが、類型③として、一部のサービスは2020年ごろのPSTNの移行の開始に先立ち、提供を終了しているところがございます。

これらを踏まえまして、まず類型①の基本的なサービスについて、IP網への移行に伴い、どのような課題・影響が生じると考えるか。この際、アクセス回線が光回線かメタル回線かによって、どのような差異が生じるか。また利用者保護の観点から、どのような措置を講じるべきと考えるか。

次に類型②のサービスを廃止する場合に、代替的サービスの在り方を含め、どのよう

な課題・影響が生じると考えるか。また、利用者保護の観点及び代替的サービスへの円滑な移行を促進する観点から、どのような措置を講じるべきと考えるか。累計③のサービスを廃止する場合に、どのような課題・影響が生じると考えるか。また利用者保護の観点から、どのような措置を講じるべきと考えるか。PSTNとIP網の二重投資負担を回避する観点からは、PSTN移行の早期実現を図るという考え方もあるが、PSTNの移行開始時期として2020年ごろが想定されている点について、どのように考えるか。その他、PSTNの移行に伴う利用者保護について、検討すべき事項はあるか。これらを提案募集項目としているところでございます。

次に、電話網からIP網への移行に伴う事業者対応の在り方についてでございます。ごらんとおり、NTT東西のPSTNは、現在、第一種指定電気通信設備として接続ルールが課されているところでございまして、6ページの一番上でございますが、具体的には加入者交換機能、優先接続機能や番号ポータビリティ機能などがアンバンドルされ、競争事業者はこれらの機能を用いて競争的なサービスを提供しているところでございます。

このため、PSTNがIP網へ移行し、IP網で代替的な機能が提供されない場合、または代替的な機能の提供条件によっては、競争環境にも大きな影響を与えることになるため、適切な事業者対応措置を講じることが重要となるところでございます。

この点、NTT東西はIP網同士の接続への移行に向けて、関係事業者間の意識合わせを行う場の設置を提案しているところでございます。このIP網同士の接続への移行について、想定される影響・課題等やその解決に向けて必要な措置について、どのように考えるか。

また、NTT東西は番号ポータビリティ機能について、双方向で利用できる機能の実現に向けて、関係事業者間の話し合いを進める考え方を示しているところでございます。この番号ポータビリティ機能について、どのような形態で実現すべきと考えるか。その際に想定される影響課題や、その解決に必要な措置についてどのように考えるか。

これら以外に、PSTNの移行による影響・課題等について検討すべきものはあるか。またPSTNの移行は、メタルアクセス回線で提供されている機能にどのような影響・課題を生じさせると考えるか。PSTN移行後のメタルアクセス回線の扱いによって、どのような差異が生じるか。

これらについて検討すべきものがある場合、接続事業者の事業運営やその利用者保護、

公正競争環境の確保等の観点から、どのような措置を講じるべきと考えるか。

PSTNの移行開始時期として2020年ごろが想定されている点についてどのように考えるか。

その他、電話網移行に伴う事業者対応について検討すべき事項はあるか。

最後にその他として、その他、電話網からIP網への円滑な移行の在り方について、検討すべき事項はあるか。以上を提案募集項目案とさせていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただきましたご説明につきまして、ご意見あるいはご質問等ございましたら、ご発言願いたいと思いますが、いかがでございましょう。

私から1つ、日程といいますか、これからの進め方についてですけれども、秋ぐらいまでに取りまとめをして、年内に報告書という形でしょうか。

○古市事業政策課長 ええ。おっしゃるとおりでございます。

先ほど資料の15-2-3の12ページにございましたとおり、両委員会で今後ヒアリング、自由討議あるいは論点整理等を実施していただきまして、秋ごろを目途に、まず報告書案を取りまとめいただき、部会で答申案をまとめていただければとっております。その後、1カ月ほどパブリックコメントにかけまして、そのパブリックコメントの内容も踏まえまして、最終的な答申を、年内を目途に取りまとめいただければと考えているところでございます。

○山内部会長 了解しました。

何かございますか。

どうぞ、高橋委員。

○高橋委員 先ほどは遅参で失礼いたしました。

意見の前に、まず1つ瑣末なことなのですが申し上げたいのは、資料15-2-3の4ページと、それからほかの資料のところにも出てくるのですが、この4の、例えば右側の①のところで「PSTN移行後も」という表現があるのです。今まで地デジ化とかと言ったときに、地デジ移行という言い方はしてもアナログ移行という言い方はしてこなかったわけなので……。ご説明の中では「PSTNからの」とか、「PSTNの移行」とあったのですが、提案書のところでも、例えば5ページの類型③のところでも、P

STN移行の開始に先立ちという表現があります。これはやはり誤解のもとになりますので、表現をそろえていただきたいということです。

○古市事業政策課長 了解しました。言葉遣いについては、今後留意していきたいと考えています。

○高橋委員 はい。あと、PSTNからの移行というのと、電話網からの移行というのが、微妙にまざっているのですけれども同じものなので、どちらかを括弧書きで最初に示すなりという工夫をしないと、特に提案募集のときに混乱が生じるかもしれません。

○古市事業政策課長 わかりました。

○高橋委員 はい。あと、PSTNからの移行というのと、電話網からの移行というのが、微妙にまざっているのですけれども同じものなので、どちらかを括弧書きで最初に示すなりという工夫をしないと、特に提案募集のときに混乱が生じるかもしれません。

○古市事業政策課長 わかりました。

○高橋委員 もう一つは、ブロードバンドは非常に環境整備は整っているのだけれども、利用促進がなかなか進まない。これが非常に大きな課題だと思っておりますが、今回、工程表とか検討スケジュールを細かく定められたことについては、非常にわかりやすく、またそれぞれがミッションを意識して進んでくれるものと思っています。当審議会としては全体的に遅れないように、できれば前倒しに進むような監視といいますか、そういう機能を果たして、できるだけスピードアップしていくことが大事と思っています。それから省内におかれましては、これは地デジのときに、かなり俗人的といいますか、担当者によってスピードアップしたり、あるいは人事異動によってとどまってしまったということがありましたので、継続性には十分に配慮して進めていただきたいということを、僭越ながら申し上げたいと思います。

次に提案募集の件ですが、事業者の方含めプロからアマまで利用者がさまざまにわたっています。多分この提案募集をしても、プロの方は利害関係もありますので、たくさんのご意見をお寄せになると思うのですが、いつも申し上げるとおりアマの中でも、特に情報弱者であったり、あるいは一般の消費者の方で表現方法等々が難しいという方におかれては、意見が言えないということがあると思うのです。ですからその辺を配慮していただいて、紙とかEメールとかという文章化だけでなく、少し意見聴取をする機会もとっていただいたほうがよいのではないかと考えております。全体としましては、この計画をちゃんと進めていくためには、利用者に対して早目に廃止のスケジュールを、

伝えると同時に、商品とかサービスの競争がほんとうによく働いて、いいサービスが適正な価格で提供されるように、またその接続も含めた操作性の向上がきちんといくように意図を説明しないと、なかなかこういう政策は理解されないと思うのです。

それともう一つは、私が存じ上げていないだけかもしれませんが、ブロードバンドの利用環境が整っている、特に光は世界に先駆けてこんなに進んでいるのに、利用促進が進まない理由は何なのかという原因分析もして進めていく必要があるのではないかと思います。

長くなりましたが、以上でございます。

○山内部会長　ありがとうございます。

最初の表現のところは、訂正していただくということで。

○古市事業政策課長　わかりました。

○山内部会長　後半のご指摘は非常にごもつともだと思いますので、事務局においても、その辺をご考慮いただければと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

特によろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

それでは、本件諮問事項につきまして事務局よりご提案がございましたが、資料の15-2-5に基づきまして、これを報道発表するか、インターネットに掲載するなどして、広く国民の皆さんからご提案を募集ということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、そのように取り進めさせていただきたいと思えます。

それから次に、これも事務局のご提案がございました、本件諮問事項、諮問第1214号の調査・検討のために、資料15-2-6がございました。このとおり、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会、それから電話網移行円滑化委員会を設置したいと思いますが、これはよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それではこのように決定したいと思います。

それでは、ただいま設置が決定されました2つの委員会、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会と電話網移行円滑化委員会でございますが、及び既存の委員会もございますので、これらに属する構成員及び主査を決めたいと思えます。この点につき

ましては、私、部会長から指名することになっておりますので、これについての名簿をお配りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

お手元はよろしいでしょうか。委員会の名簿を配付していただきました。接続政策委員会、それからユニバーサルサービス政策委員会、電気通信番号政策委員会、それから先ほどご審議で決定していただきました、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会、それから電話網移行円滑化委員会でございます。先ほど申しましたが、これは私からの指名でございますので、この名簿のとおり決定させていただきたいと思います。各委員会の構成員の皆様におかれましては、精力的な調査・検討をお願いしたいと思います。

閉 会

○山内部会長　本日の議事は以上でございますが、何か特段のご発言はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは会議を終了とさせていただきますが、事務局から何かご連絡等がございましたら。

○白川管理室長　ございません。

○山内部会長　よろしいですか。

次回の電気通信事業政策部会につきましては、別途確定になり次第、事務局から皆様に連絡をさせていただきます。

それではご協力ありがとうございました。以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。